

建設業の事業主の皆さまへ

令和6年4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます



平成31年4月1日、改正労働基準法が施行されました。

時間外労働の上限規制

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結・
監督署への届出が必要です。



建設業においても、時間外労働の上限が罰則付きで法律に
規定されます。(令和6年4月1日～)

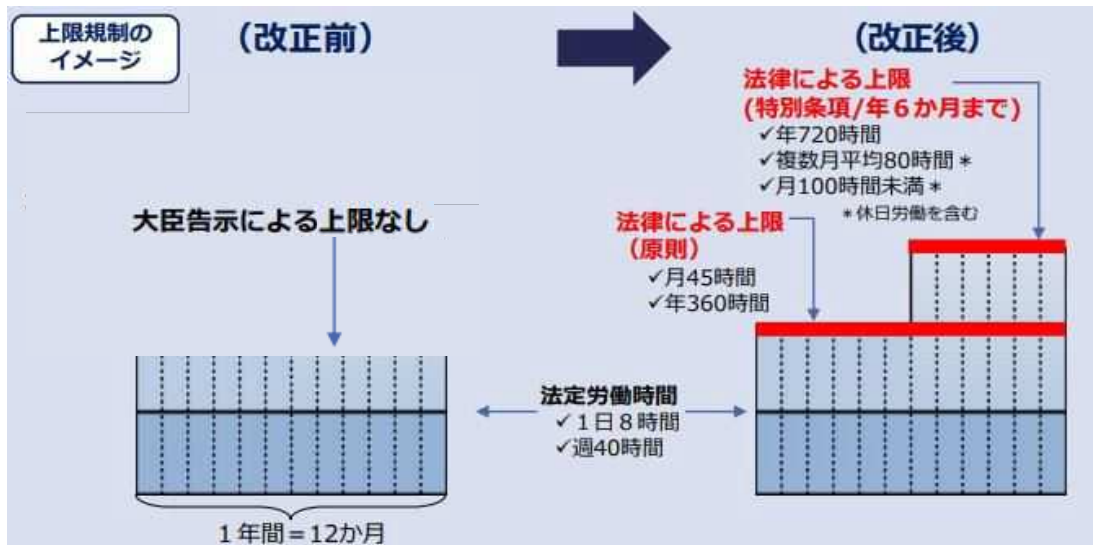
これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準(大臣告示)は、適用除外とされていましたが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・時間外労働が**年720時間以内**
- ・時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
- ・時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**

上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。





建設業においては、例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・月100時間未満
 - ・2～6か月平均80時間以内
- この2つの規制は令和6年4月1日以降も適用されません。

令和6年に向けて、今から取り組んでいきましょう！

- ・労働時間の適正把握
- ・週休2日制の導入
- ・適正な工期設定の推進 など



ここも確認！

年5日の年次有給休暇の取得義務化 (平成31年4月1日～)

- ・労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に、5日間、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。
- ・対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者です。(管理監督者やパート労働者を含みます。)
- ・自主的に5日以上有給休暇を取得している労働者に対しては、時季指定はできません。
- ・労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。